

第18回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年5月1日(金) 17:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) 令和2年度5月補正予算の概要について
- (4) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について
- 【資料2】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料3】 令和2年度5月補正予算主要事業一覧
- 【資料4】 新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組【概要】

第18回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	熊谷光彦	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼)医療対策班長	金成由美子	

資料 1

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について

令和2年5月1日

事例	陽性 判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
1	3月7日	いわき市	70代	男性	退院済	
2	3月14日	郡山市	70代	女性	退院済	
3	3月31日	福島市	70代	男性	退院済	
4	3月31日	福島市	20代	女性	退院済	
5	4月1日	福島市	70代	女性	退院済	3例目患者の同居家族
6	4月1日	相双 (南相馬市)	50代	男性	入院中	
7	4月2日	相双 (南相馬市)	70代	女性	入院中	6例目患者の同居家族
8	4月2日	県中 (須賀川市)	10代	女性	退院済	
9	4月3日	相双 (南相馬市)	30代	女性	退院済	6例目患者の濃厚接触者
10	4月4日	相双 (南相馬市)	50代	男性	退院済	9例目患者の同居家族
11	4月4日	相双 (南相馬市)	50代	女性	退院済	9例目患者の同居家族
12	4月4日	相双 (南相馬市)	20代	男性	退院済	9例目患者の同居家族
13	4月4日	県南 (矢吹町)	20代	男性	退院済	
14	4月4日	郡山市	70代	男性	退院済	
15	4月5日	県中 (須賀川市)	30代	男性	入院中	
16	4月5日	県中 (須賀川市)	50代	女性	入院中	8例目患者の濃厚接触者
17	4月7日	福島市	40代	男性	退院済	
18	4月7日	福島市	50代	男性	入院中	
19	4月7日	福島市	40代	女性	入院中	18例目患者の同居家族
20	4月7日	福島市	30代	男性	退院済	

事例	陽性 判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
21	4月7日	郡山市	50代	男性	入院中	
22	4月7日	県中 (須賀川市)	50代	男性	入院中	8例目患者の同居家族
23	4月7日	県中 (須賀川市)	40代	女性	入院中	8例目患者の同居家族
24	4月7日	県中 (須賀川市)	30代	男性	退院済	
25	4月8日	福島市	20代	男性	入院中	18例目患者の同居家族
26	4月8日	福島市	40代	男性	退院済	18,20例目患者と同じ職場
27	4月8日	郡山市	50代	男性	退院済	18,20例目患者と同じ職場
28	4月8日	いわき市	40代	男性	退院済	
29	4月8日	相双 (南相馬市)	30代	男性	入院中	
30	4月9日	県北 (二本松市)	20代	男性	入院中	18,20,26,27例目患者と同じ職場
31	4月9日	県北 (本宮市)	50代	男性	入院中	18,19,26,27例目患者と同じ職場
32	4月9日	県北 (本宮市)	50代	女性	入院中	31例目患者の同居家族
33	4月9日	県中 (須賀川市)	30代	男性	退院済	13例目患者の同僚
34	4月10日	県北 (二本松市)	60代	男性	入院中	17,18,20,26,27,30,31例目患者と同じ職場
35	4月10日	県北 (本宮市)	50代	男性	入院中	32例目の同僚
36	4月10日	郡山市	20代	女性	退院済	
37	4月11日	福島市	40代	男性	入院中	17,18,20,26,27,30,31,34例目患者と同じ職場
38	4月12日	福島市	10歳未満	男性	入院中	37例目患者の同居家族
39	4月14日	いわき市	60代	男性	入院中	
40	4月15日	県北 (本宮市)	50代	男性	入院中	35例目患者の濃厚接触者
41	4月16日	県中 (田村市)	30代	女性	退院済	
42	4月16日	いわき市	50代	男性	入院中	39例目患者の同僚
43	4月16日	いわき市	10代	男性	入院中	39例目患者の同僚

事例	陽性 判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
44	4月16日	いわき市	50代	男性	入院中	39例目患者の同僚
45	4月16日	相双 (広野町)	50代	男性	入院中	
46	4月16日	相双 (南相馬市)	60代	男性	入院中	
47	4月16日	県北 (本宮市)	50代	女性	入院中	
48	4月16日	県北 (大玉村)	50代	女性	退院済	
49	4月16日	県北 (本宮市)	50代	女性	入院中	
50	4月17日	相双 (南相馬市)	50代	男性	入院中	
51	4月17日	いわき市	30代	男性	入院中	仙台市内26例目患者の濃厚接 触者
52	4月17日	いわき市	40代	男性	入院中	39例目患者の同僚
53	4月18日	いわき市	50代	男性	入院中	43例目患者の同居家族
54	4月18日	いわき市	40代	女性	入院中	43例目患者の同居家族
55	4月18日	いわき市	10代	女性	入院中	43例目患者の同居家族
56	4月18日	いわき市	30代	男性	入院中	39、42、43、44、52例目患者 と同じ職場
57	4月18日	相双 (南相馬市)	60代	女性	入院中	46例目患者の同居家族
58	4月18日	相双 (南相馬市)	80代	女性	入院中	46例目患者の同居家族
59	4月18日	相双 (南相馬市)	50代	男性	入院中	46例目患者と同じ会社
60	4月18日	福島市	50代	女性	入院中	
61	4月19日	福島市	60代	男性	入院中	60例目患者の同居家族
62	4月19日	県北 (本宮市)	40代	男性	入院中	32例目患者の濃厚接触者
63	4月20日	県北 (本宮市)	60代	女性	退院済	32例目患者の濃厚接触者
64	4月20日	県北 (本宮市)	60代	男性	退院済	63例目患者の同居家族
65	4月22日	福島市	30代	女性	入院中	
66	4月24日	福島市	60代	女性	入院中	

事例	陽性 判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
67	4月25日	相双 (南相馬市)	60代	男性	入院中	46例目患者の濃厚接触者
68	4月25日	相双 (南相馬市)	20代	男性	入院中	59例目患者の濃厚接触者
69	4月26日	県北 (本宮市)	50代	女性	入院中	35例目患者の同居家族
70	4月28日	福島市	80代	女性	入院中	
71	4月29日	福島市	10代	男性	入院中	70例目患者の同居家族
72	4月29日	福島市	50代	男性	入院中	70例目患者の同居家族
73	4月30日	福島市	20代	男性	入院調整中	71例目患者の濃厚接触者

県内の陽性者数		73
	入院調整中	1
	入院中	48
	退院済	24

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 5 月 1 日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現状

(1) 感染状況

① 国内の感染状況

(単位 人)

都道府県名	陽性者数	うち死亡者数
東京都	4, 152	120
大阪府	1, 625	41
神奈川県	1, 023	34
千葉県	835	32
埼玉県	860	34
兵庫県	646	27
福岡県	641	20
愛知県	487	33
その他	3, 718	114
合計	13, 987	455

※ チャーター便帰国者 15 名、空港検疫 145 名、クルーズ船乗員・乗客 712 名 (死亡者 13 名) を除く。

※ 令和 2 年 5 月 1 日 10 時 30 分時点 (報道機関情報)

② 県内の感染状況 (4 月 30 日時点)

73 人 3/7: 1 名確認。退院 (4/1)、3/14: 1 名確認。退院 (4/20)

3/31: 2 名確認。うち 2 名退院 (4/24)。

4/1: 2 名確認。うち 1 名退院 (4/16)。

4/2: 2 名確認。うち 1 名退院 (4/21)。

4/3: 1 名確認。退院 (4/15)

4/4: 5 名確認。退院 (4/9、4/15、4/18、4/19、4/23)。

4/5: 2 名確認。現在入院中。

4/7: 8 名確認。うち 3 名 退院 (4/15、4/17、4/29)。

4/8: 5 名確認。うち 3 名退院 (4/18 2 名、4/22)。

4/9: 4 名確認。うち 1 名退院 (4/14)。

4/10: 3 名確認。うち 1 名退院 (4/18)。

4/11: 1 名確認。現在入院中。4/12: 1 名確認。現在入院中。

4/14: 1 名確認。現在入院中。4/15: 1 名確認。現在入院中。

4/16: 9 名確認。うち 2 名 退院 (4/28、4/29)。

- 4/17：3名確認。現在入院中。
- 4/18：8名確認。現在入院中。
- 4/19：2名確認。現在入院中。
- 4/20：2名確認。退院（4/30）。
- 4/22：1名確認。現在入院中。
- 4/24：1名確認。現在入院中。
- 4/25：2名確認。現在入院中。
- 4/26：1名確認。現在入院中。
- 4/28：1名確認。現在入院中。
- 4/29：2名確認。現在入院中。
- 4/30：1名確認。

※ クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」乗船者の県内受入患者（7名）については、3月18日13時をもって全て退院。

(2) 検査の状況（県内発生分）

(令和2年4月30日)

	検査実施件数 (1/26～4/30)	陽性者数 (累計)
県内疑似症等	<u>1,843</u>	<u>73</u>
県内陽性者	<u>172</u>	
クルーズ船	41	7
総計	<u>2,056</u>	<u>79</u>

※県内疑似症等の検査施設の内訳（令和2年4月30日時点）

- 福島県衛生研究所における検査962件
- 福島市保健所における検査353件
- 江東微生物研究所における検査336件
- 福島県立医科大学における検査36件
- いわき市保健所における検査5件
- 郡山市保健所における検査152件

(3) 相談対応の状況

① 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数
(令和2年4月30日現在) (単位 件)

<u>1/29</u> <u>～2/29</u>	3/1 ～3/7	3/8 ～3/14	3/15 ～3/21	3/22 ～3/28	3/29 ～4/4	4/5～ 4/11	4/12 ～4/18	4/19～ 4/25	<u>4/26</u> <u>～</u>	合計
<u>568</u>	164	184	142	145	816	1,278	1,033	1,188	<u>660</u>	<u>6,178</u>

(参考) 保健所の相談対応数

(令和2年4月30日現在) (単位 件)

1/29 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29 ~4/4	4/5 ~4/11	4/12 ~4/18	4/19~ 4/25	4/26 ~	合計
1708	753	760	652	542	1,309	3,407	3,173	2,791	765	15,860

② 帰国者・接触者相談センター (県内9カ所) 相談件数

(令和2年4月30日現在) (単位 件)

1/29 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29 ~4/4	4/5 ~4/11	4/12~ 4/18	4/19~ 4/25	4/26 ~	合計
343	262	383	287	410	1,054	2,625	2,586	2,435	919	11,304

③ 緊急事態措置コールセンター相談件数

(令和2年4月30日現在) (単位 件)

4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	合計
51	319	372	229	281	75	29	350	385	136	291	2,518

※ 受付時間：4/20(18~21時)、4/21以降土日祝日も含めて受付(9~18時)

2 国等の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定することを閣議決定。2月1日に関係政令施行。
- 1月30日 内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策を決定。
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- 2月26日 全国規模のイベントについて、今後2週間、中止、延期、規模縮小等の対応を要請。
- 2月28日 全国すべての学校等に対し3月2日から春休みまでの臨時休業を要請。
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策(第2弾)を決定。併せて全国の大規模なイベント自粛を10日間程度継続するよう要請。
- 3月13日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法成立。新型コロナウイルス感染症に同法の規定を適用。
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、クラスターの大規模化や患者の急激な増加に備える必要があると分析し、学校を始めとした活動については、地域ごと感染状況別の対応を検討するよう提言。
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、クラスター対策の抜本的な強化及び重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備に取り組むとともに、国民への3つの条件が重なる場を避ける行動や大規模

イベントについての主催者への慎重に対応、開催の判断の際の感染リスクへの対応を要請。

- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部において、日本人を含む米国からの入国者に対し、指定する場所での14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛の要請を当面4月末日まで実施することなどを報告。
- 3月26日 特措法第15条に定める政府対策本部が設置される。
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部開催。
- 3月27日 全国知事会は、各都道府県に対し、就職や進学等で東京都を始め感染が拡大している地域へ転出される方への注意喚起を依頼。
- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部において、特措法に基づく「基本的対処方針」を策定。緊急経済対策の取りまとめを指示。
- 4月1日 第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染状況を踏まえた地域区分における対応策や市民に求める取組の徹底等を提言。
第25回新型コロナウイルス感染症対策本部において、水際対策強化に係る新たな措置などを報告。
- 4月2日 厚生労働省が、重傷者を優先する医療体制へシフトし、軽症者は宿泊・自宅療養等とする等の文書を発出。
- 4月7日 緊急事態宣言が、5月6日までの1カ月間、7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県）に発令。「基本的対処方針」、「緊急経済対策」を閣議決定。
- 4月11日 政府が、緊急事態宣言が出された7都府県以外の道府県についても、繁華街の接客を伴う飲食店への外出自粛について、強く促す旨を基本的対処方針に新たに追加。
- 4月16日 政府が、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大。「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。
- 4月22日 政府の専門家会議が、人と人との接触機会を8割削減する目標を達成するため、不要不急の外出の自粛や職場での取組等の一層の徹底等を提言。

3 市町村の対応状況

- 53市町村で対策本部を設置済（3/27）。未設置の市町村においても既存の会議で対応中。
- 住民への情報発信、マスク不足や学校休業に伴う対応などに取り組んでいる。
- 緊急事態宣言の発令により、特措法第34条第1に基づき、全市町村が市町村対策本部を設置（4/8）。

4 県の対応状況

【対策本部員会議】

- 1月29日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- 2月21日 第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- 2月27日 第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を決定。「集団発生の防止」「重症者対策」「流行期に備えた体制整備」について、必要な体制強化を図る。
 - ・ 県主催のイベント等に関して「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」を決定（適用期間：2/28～3/15）。
- 3月 7日 第4回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 県内患者一例目の発生を受けて、知事メッセージ発出
- 3月13日 第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の対応について説明。
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」の適用期間を3月末まで延長。
- 3月15日 二例目の発生を受け、県中地域本部会議開催。
- 3月24日 第6回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 国の専門家会議の状況分析・提言を受けて、公立学校の4月1日からの活動再開や県主催イベントの今後の対応方針を決定。
- 3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部を設置
- 3月27日 第7回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 知事メッセージを発出し、東京都の感染防止対策に協力するため、東京方面への週末（3/28～29）の不要・不急の往来を控えるよう要請。
- 3月30日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会
- ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針について協議。
- 3月31日 第8回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針を決定
- 4月 2日 福島県新型コロナウイルス感染症対策地域本部を設置。（県北 3/31、県中 3/14、県南 4/2、会津 4/2、南会津 4/2、相双 4/1、いわき 4/2）
- 4月 3日 第9回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 知事メッセージを発出し、当面の間、東京方面への不要・不急の往来を控えるよう、また陽性となった方などに対する偏見や差別的言動を行わないように要請。
- 4月 5日 第10回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 知事メッセージを発出し、感染症予防策等の徹底について要請。県主催イベント等の今後の対応について決定。
- 4月 7日 第11回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 緊急事態宣言について情報共有。

- ・ 知事メッセージを発出し、緊急事態宣言の対象地域への不要・不急の往来を控えること等について要請。
- 4月10日 第12回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 4/7に発表された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、国の補正予算が閣議決定されたことについて情報共有。
 - ・ 知事メッセージを発出し、就職や転勤などのやむを得ない事情で緊急事態宣言の対象地域から転入された方について、2週間は不要・不急の外出は控えること等について要請。
- 4月11日 第13回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 知事メッセージを発出し、繁華街における接客を伴う飲食店等への外出を控えることについて要請。
- 4月17日 第14回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 4/7 及び 4/11 に変更された国の基本的対処方針に沿って県の基本方針を改正。
 - ・ 4/16に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、知事から、以下3点の方針を発表。
 - ①不要不急の外出及び都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛を要請
 - ②小中高校、特別支援学校及び幼稚園の休業を要請
 - ③県有施設の利用休止の方針を発表
 - ・ ②の要請を受け、教育長から、県立学校を4/21～5/6の期間、休校とし、市町村立学校・幼稚園にも同様の対応を要請する方針を発表。
また、総務部長から私立学校・幼稚園にも同様の対応を要請する方針を発表。
- 4月20日 第15回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 4/17に変更された国の基本的対処方針に沿って県の基本方針を改正。
 - ・ 緊急事態措置に基づく施設の使用制限の協力及びイベントの開催自粛の協力を追加で要請。
- 4月24日 第16回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 知事メッセージを発出し、大型連休を控え、改めて、基本的な感染症対策の徹底、不要不急の外出や都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛、患者や医療従事者への差別や偏見をしないこと、事業所内での健康管理の徹底、在宅勤務やテレワークの推進、施設の使用制限、イベントの自粛等について要請。

4月28日 第17回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 第3回医療調整本部会議の結果について共有。
- ・ 教育庁から、県立学校の臨時休業延長の方針を発表。
- ・ 陸上自衛隊から、災害派遣要請に対する活動終了を報告。

【基本方針に基づく取組状況】

(1) 情報提供・共有

- ・ 新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止等について発信。
- ・ 県ホームページのトップページに知事メッセージ及び新型コロナウイルス関連情報を掲載。
- ・ 県内の事業者から聞き取り調査により生活必需品の需給状況を把握し、ホームページに必要な情報を掲載。
- ・ 県内の検査結果状況（累計）をホームページ上で毎日更新。（3/6～）
- ・ 県内の感染発生の概要等についてホームページに記載。（3/7～）
- ・ 患者発生時における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成・配信。
- ・ 引き続き、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター等のあらゆる手段を活用した情報発信をしていく。

(2) サーベイランス・情報収集

① 県内での検査体制の拡充

- ・ 衛生研究所において、1日最大32検体（概ね32人分）の検査を行う体制から、3月9日以降1日最大48検体（概ね48人分）の検査を行う体制に拡充。
- ・ （株）江東微生物研究所との間で、3月10日付けで検査委託契約を締結し、1日50検体（概ね50人分）の検査体制をさらに拡充。
- ・ 福島市保健所において、3月23日から1日16検体（概ね16人分）の検査体制を確立。3月23日付けで検査委託契約を締結。
- ・ いわき市保健所において、4月1日から1日10検体（概ね10人分）の検査体制を確立。
- ・ 郡山市保健所において、4月8日から1日16検体（概ね16人分）の検査体制を確立。
- ・ 県立医大において、4月13日から1日10検体（概ね10人分）の検査体制を確立。
- ・ 県内の検査体制は、1日最大150検体（概ね150人分）となった。
(4/13)
- ・ （株）エスアールエルと委託契約を締結し、4月27日から1日50検体（概ね50人分）の検査体制を確立。

- ・ 県内の検査体制は、1日最大200検体（概ね200人分）となった。
- ・ 6月末までに、120検体を検査できる機器を新たに整備し、1日最大320検体の検査を実施できる体制とする予定。
- ・ 今後も、更なる検査体制の拡充に向け、医療機関等における検査体制確立に向けた支援・調整を継続。

② 相談受付体制の強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の回線数を3月16日（月）から3回線に増設。土日の受付を4月4日（土）から開始。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの平日夜間と土日の受付を3月16日（月）から対策本部内（本庁）に集約。
- ・ 帰国者・接触者相談センター及び一般相談について、県内9保健所（中核市含む）及び県庁で対応していた電話番号を4月20日からフリーダイヤルに一本化。
- ・ 外国人住民が帰国者・接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語に対応）
- ・ コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを3月27日（金）から開始。

（3）まん延防止

- ・ 市町村や民間に対して、感染防止のためイベント延期等呼びかけ。
- ・ 国専門家会議の見解等を踏まえ、県主催イベント等の開催基準を改定（適用期間は当面の間）するとともに、市町村や民間に対しても参考として送付。
- ・ 学校と地域の保健所の連携強化等を図るため、公立小・中学校の担当者を対象に各保健所職員と合同で研修会を開催。（3/16～3/19）
- ・ 東京方面への不要・不急の往来を控えること等を要請。（4/3）
- ・ 県主催イベント等の今後の対応（屋内での50人以上の集会・イベント等は、原則、規模の縮小、延期または中止とすること等）について決定。（4/5）
- ・ 緊急事態宣言の対象となった地域への不要・不急の往来や移動を控えるよう要請。（4/7）
- ・ 緊急事態措置に基づく外出自粛要請（4/17）
- ・ 緊急事態措置に基づく学校等の臨時休業の協力要請（4/17）
- ・ 緊急事態措置に基づく施設の使用制限の協力要請及びイベントの開催自粛の協力要請（4/20）
- ・ 福島県緊急事態措置コールセンターの設置（4/20）
- ・ 県有施設の休館・利用制限一覧表の公表（4/23）

- ・ 緊急事態措置に基づく休業要請の対象となる施設一覧表の公表 (4/23)
- ・ 緊急事態措置に基づく休業要請等に応じて休業等を実施した施設の事業者へ協力金を支給することとし、その対象や要件を発表 (4/27)

(4) 医療

- ・ 4月2日(木)に医師会、病院協会、県内各保健所等の関係機関による「医療調整会議」を開催。更なる病床の確保に向けて調整中。
- ・ 医療提供体制の整備に向け、国の制度の活用について調整中。
- ・ 4月8日(水)より軽症者受入施設の募集を開始。
- ・ 4月10日時点で、入院可能な病床として感染症指定医療機関の32床、一般病床26床、結核病床53床、計111床を確保。
- ・ 4月13日(月) 福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を設置し、第1回本部会議を開催。医療機関等の役割分担など医療提供体制の整備方針の考え方について関係者間で議論、認識を共有した。
- ・ 4月17日、入院可能な病床として、感染症指定医療機関の32床及び結核病床53床に加え、一般病床を2床追加し28床、計113床を確保。
- ・ 4月17日までに帰国者・接触者外来を29箇所から30箇所へ拡充。
- ・ 4月20日までに帰国者・接触者外来を30箇所から31箇所へ拡充。
- ・ 4月22日までに帰国者・接触者外来を31箇所から32箇所へ拡充。
- ・ 軽症者受入宿泊施設として、「アパホテル福島駅前」を選定し、4月24日から運用を開始。
- ・ 4月28日(火) 第3回福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を開催。今後必要となる病床数や、透析患者など特別な配慮が必要な医療提供体制、地域外来(発熱外来)について議論した。
- ・ 4月30日までに入院可能な病床として114床を追加し、計227床を確保。
- ・ 4月30日までに帰国者・接触者外来を32箇所から35箇所へ拡充。
- ・ 5月1日までに入院可能な病床として2床を追加し、計229床を確保。

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への経営支援等

- ・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化 (3/5)。
- ・ 国の資金繰り対策について関係機関に情報提供するとともに、県制度資金(緊急経済対策資金(外的変化対応資金))の利用を呼びかけ。
- ・ 4月7日に公表された緊急経済対策に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大措置(助成率上乘せ:大企業2/3、中小企業4/5、解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10、対象拡大:雇用保険被保険者以外の労働者まで拡大等)について関係団体に対して周知。

また、同様に民間金融機関を通じた無利子融資制度についても速やかに創設するとともに、持続化給付金など各種支援制度について周知。

- ・ 4月25日に公表された雇用調整助成金の更なる拡大措置（休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わずに雇用を維持した場合の助成率 10/10 等）について周知。
- ・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を創設し、5月1日から県内金融機関で相談受付を開始。

② 世帯への貸付制度等

- ・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始。（3/25）
- ・ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設について周知。（3/10）

③ 関係機関と連携した相談への対応

- ・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携・協力。（県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。）
- ・ 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設（3/3）
- ・ 福島労働局が開設した特別労働相談室（2/14～）とも連携しながら対応。
- ・ 東京及び県内 8 カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援。

④ 事業継続に向けた対応等

- ・ 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ周知。（3/17）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置。（4/21）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を作成し、ホームページに掲載するとともに、関係機関・団体へ情報提供。（4/21）

(6) その他

- ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関や介護施設等に対して、県で備蓄していたマスクや防護服を提供。
- ・ 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知。（2/25）
- ・ 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止対策の徹底を部長通知（3/8）。また、

- 市町村に対しても同様に協力依頼（3/9）。
- ・ 高齢者施設等における感染症防止の対策の徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染症防止の対策事例の共有等に関する部長通知を发出（3/19）
 - ・ 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス集団感染防止に係る注意喚起の周知（国事務連絡）を改めて高齢者施設等へ周知（3/26）。
 - ・ 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、対策事例の内容を追加の上、施設等及び市町村へ部長通知を发出（4/2）。
 - ・ 国から提供された医療機関用マスク約 28,000 枚を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関に提供（3/19）。
 - ・ 3/31 以降、国が追加で約 19 万枚のマスクを医療機関等に配布した。
 - ・ 更に、4/6 以降、国から約 19 万枚のマスクが配布される予定。
 - ・ 介護施設等には、国が直接、布製マスクを 3 月 30 日から順次配布した（枚数は利用者及び職員に 1 枚ずつを目安）。
 - ・ 医療機関・社会福祉施設等に国から配分される手消毒用エタノールについて、国へ数量を報告（3/30）。
 - ・ 県薬剤師会の仲介により、東北アルフレッサ（株）から購入する消毒液 800 l を、高齢者施設等へ 4 月上旬に配布見込（4/1）。
 - ・ 医療的ケアを必要とする児童の家庭に、国から配分された手指消毒用エタノールを訪問看護ステーション及び障害児通所支援事業所を通じて配布（4/2）
 - ・ マスク等の品薄状態が続いていることを踏まえ、今回の補正において、国の補助制度を活用したマスク等の購入経費を計上し、順次購入。
 - ・ 引き続き、県としても、医療機関などのマスクの不足状況の把握に努めるとともに、災害時の応援協定を締結している企業や卸、販売業者をはじめ、新たな製造業者等に提供の働きかけを行うほか、国に対して調達先の紹介を依頼するなど、必要量の確保に努めていく。
 - ・ 児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま 24 時間子ども SOS」や「ふくしま子ども LINE 相談」等の相談窓口を活用。
 - ・ 県は購入したマスク約 45 万枚を 4/27 以降介護施設に順次配付中。
 - ・ 医療機関、高齢者施設等における手指消毒用エタノールについては、国の優先供給スキームを利用し、医療機関については配付済。私立幼稚園については 4/21 以降順次配布。高齢者施設等については、4/24 以降順次配布となっている。
 - ・ 国から県に対し、N95 マスク 1 万 7 千枚、フェイスシールド 2 万枚、医療用ガウン 9 千枚の提供があり、4/30 までに県から各医療機関等へ、それぞれの状況に応じた数量を配布。

令和2年度5月補正予算主要事業一覧

(単位：千円)

<一般会計>

1 感染症の拡大防止と医療提供体制の整備 計 10,257,918

主な内訳

(1) 医療機関における感染患者受入れ環境の整備や感染防止対策

(新型コロナウイルス感染症対策本部：医療対策班、保健福祉部：地域医療課)

802,220

医療機関における感染患者の重症化防止や感染防止のための設備整備を支援するとともに、医療従事者等の感染防止のために必要となる物資を調達し、配布する。

(2) 入院病床の確保 (新型コロナウイルス感染症対策本部：医療対策班)

一部県独自

3,075,750

今後の感染拡大に備えた医療提供体制を整えるため、空床や一般外来診療への損失補填により、感染患者の入院病床を確保する。

(3) 軽症者等受入れ施設の確保・運営

(新型コロナウイルス感染症対策本部：医療対策班、観光交流局：観光交流課)

917,020

感染症の軽症者等が療養するための宿泊施設を確保し、運営管理を行うとともに、軽症者等の病状管理を行う。

(4) 地域外来の運営事業 (新型コロナウイルス感染症対策本部：医療対策班)

179,119

帰国者・接触者相談センターの負担を軽減し、効率的な検査体制を構築するため、診療所等からの紹介で診療や検査を実施できる地域外来の運営を委託する。

(5) 休業要請に伴う感染症拡大防止協力金 (商工労働部：商工総務課)

県独自

3, 023, 781

緊急事態措置に基づく施設休止の協力要請や協力依頼の対象事業者に協力金を支払うことで、県民の不要・不急の外出自粛を促し、感染症の拡大を防止する。

2 雇用の維持と事業の継続

計 47, 789, 672

主な内訳

(1) 中小企業者の資金繰り支援 (商工労働部：経営金融課)

一部県独自

45, 903, 713

感染症の拡大により事業活動に影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、民間金融機関を通して3年間実質無利子で融資する制度を創設する。

(2) 雇用調整助成金への上乗せ (商工労働部：雇用労政課)

県独自

514, 425

一時的な休業等により労働者の雇用を維持する事業主に対し、国の雇用調整助成金における事業主負担分について上乗せして助成し、雇用環境の安定を図る。

(3) 前払利用券発行による飲食店支援 (商工労働部：商工総務課)

県独自

951, 912

飲食店で利用できるプレミアム付き前払い利用券の発行に対して助成し、利用が落ち込んでいる飲食店の当面の事業資金確保を支援する。

(4) オンラインストアを活用した農畜産物の販売促進

県独自

(農林水産部：農産物流通課)

66, 963

農畜産物の販売促進のため、オンラインストアへの新規出店を支援するとともに、割引クーポンの発行や県産牛肉のプレゼントキャンペーンを実施する。

新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組【概要】

◆ 総務部

- 県政広報媒体を活用し注意喚起。(4月26日地元紙全面広告掲載)
- 県公式ホームページトップで新型コロナウイルス感染症関連情報を提供。
- 大型連休期間中の感染拡大防止に向け、注意喚起を図るためのポスター・チラシを作成。(4月28日以降、県内JR主要駅、高速道路SA・PA等に掲出)
- 私立学校等へ注意喚起。
- 県全域への緊急事態措置に基づき、私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に対して、4月21日～5月6日までの臨時休業を要請(4/17)
- 総務省関係情報を市町村へ情報提供。
- 都内の開催予定のイベント中止。
- 職員の健康管理の徹底を図るため、4月10日から当面の間、全職員に体温測定と体調確認を義務づけ。
- 在宅勤務の試行期間について令和2年3月31日までとされていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、試行期間を延長。
 - ・試行期間：令和2年2月3日～当面の間
 - ・対象者：知事部局の全職員(臨時・非常勤職員などを除く)。
 - ・実施方法：在宅勤務用PC(5台)を使用し、オンラインで在宅勤務を実施。
- 新型コロナウイルスが感染拡大している状況を踏まえ、新たな在宅勤務の制度の運用を順次開始。
 - ・実施方法：所属長の承認を得てPCをオフラインで使用。
- ※ 県外事務所については、一部先行して4月8日から在宅勤務を開始済。(東京4月8日～、大阪4月9日～、名古屋4月14日～、北海道4月15日～)
- ※ 本庁機関においては、4月13日から一部の機関で実施し、4月20日から出先機関も含めて全庁に拡大。
- ※ オンライン環境での在宅勤務の実施についても検討中。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、時差出勤について、対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤時刻のパターンも拡大。
 - ・実施時期：4月8日～当面の間
 - ・実施方法：出勤時刻(7:00～11:00)の8パターン
- 感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止等措置について、

別途通知するまでの間延長する旨を通知（3/23）

- 緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について通知（4/10）
- 3月30日実施予定の退職者辞令交付式、4月1日実施予定の新採用職員辞令交付式の中止。

◆ 危機管理部

- 消防庁関係情報を各消防本部へ通知。
- 各消防本部及び危機管理部関係団体へ注意喚起。
- 各消防本部に傷病者への対応の具体的手順の再徹底を図るよう通知。
- 感染拡大防止の観点から、県主催のイベント等に係る開催基準策定。（2/27）
- 3月15日までとしていた県主催のイベント等に係る開催基準の適用期間を3月末まで延長（3/13）。
- 3月20日の政府の対策本部会議において、専門家会議の見解を踏まえた対応を呼びかけていることから、県主催のイベントに係る開催基準を改め、当面の間適用する。
- 4月1日の国の専門家会議において、感染状況から3つの地域区分ごとに想定される対応が示されたことから、県主催のイベント等に係る開催基準を改め、当面の間適用する。
- 国（内閣府・消防庁・厚生労働省）からの避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する技術的助言について、各市町村に情報提供するとともに、「避難所における感染対策チェックリスト」を作成し周知した。
- 消防学校を4/21～5/10まで臨時休業

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットラインに、県の現状・対策、具体的な課題等を把握して報告。
- 県内プロスポーツチーム等への注意喚起。
- 福島ファイヤーボンズ福島県スペシャルマッチ（Bリーグ公式戦：2/22（土）～23（日））における感染症対策の実施。
- Jヴィレッジへ注意喚起。
- 統計調査員に対し、リーフレット、Q&Aを添付して注意喚起の通知（3/2）。
- 自民党根本匠議員への知事要望実施（3/28）。
- 「日本創生のための将来世代応援知事同盟」の緊急サミット（WEB開催）において、未来を担う子どもたちを始め国民の皆様へ向けてのメッセージ発出に賛同（4/28）。

◆ 避難地域復興局

- 生活再建支援拠点等の避難者支援団体に注意喚起。

- 新型コロナウイルス感染者が発生した避難地域市町村から県駐在職員を通じて情報収集、県本部へ提供（4/2～）

◆ 文化スポーツ局

- NPO法人等関係団体へ注意喚起。
- オリ・パラ大会に向けた新型コロナウイルス感染症に係る政府・競技団体間のネットワーク窓口を設置（2/13）
- 文化センター、アクアマリンふくしま来館者及び（公財）福島県体育協会を通じた各競技団体への注意喚起。
- 第13回声楽アンサンブルコンテスト全国大会の中止（2/28）。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年程度の延期及び3/26からのオリンピック聖火リレーの延期（3/24）
- 東京2020オリンピック聖火展示一般公開の中止（4/8）
- アクアマリンふくしまを4/18から5/6まで臨時休館（4/17）
- 福島県文化センターを4/21から5/6まで臨時休館（4/21）

◆ 生活環境部

- 福島県国際交流協会ホームページで注意喚起。
- 各市町村国際交流担当へ関係情報を周知。
- 在中国県人会等関係団体へ外務省関係情報を周知。
- 旅券室ホームページ（海外渡航情報）で注意喚起。
- 各旅券窓口にて外務省発表情報を掲示。
- 一般社団法人産業資源循環協会及び市町村等に「感染性廃棄物の適正処理に関する注意点等（環境省通知）」を周知。
- 福島県バス協会及びタクシー協会へ注意喚起。
- トイレトペーパー等の品不足について、事業者へ聞き取り調査を実施（3/2）し、冷静な対応への呼びかけを県ホームページに掲載（3/4）。
- 消費者庁からの情報や注意喚起等について、随時県ホームページに掲載。（3/6～）
- JR常磐線全線開通記念式典（3/14）及び環境創造センターにおける通勤フェスティバル（3/29）の中止。
- 外務省が全世界に対する危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を発出したことから、旅券室ホームページの海外渡航情報に同内容を掲載するとともに、県内の各旅券窓口にて「全世界に対する危険情報の発出」を掲示（3/26）。
- 新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮についてのお願いを県ホームページに掲載（4/14）
- 県有施設の休館
 - ※ 男女共生センター（4/18～当面の間）、コミュタン福島（4/18～5/6）、野生生物共生センター（4/18～5/6）、猪苗代水環境センター（4/18～5/6）

○ 裏磐梯における県管理探勝路（6路線）の閉鎖（5/2～5/6）

◆ **保健福祉部**

- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ関係患者発生時の協力を依頼。
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ注意喚起及び感染が疑われる宿泊者への対応等の通知。(2/7)
- 高齢者施設、障がい者施設、児童施設等へ注意喚起。
- 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知(2/25)
- 県備蓄マスク(一般10万枚、医療3,300枚)を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関へ提供。(2/10)
- 各看護師等養成所、各医療関係職種養成施設へ情報提供と注意喚起。(2/6)
- 社会福祉法人、施設等に対する監査及び実地指導の中止。
- 福祉サービス第三者評価調査者継続・向上研修の中止。(3/12)
- 各火葬場経営者に対し、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて通知(2/28)。
- 新型コロナウイルスの検体検査料について、3/6から公的医療保険の適用対象となる旨、市町村、国保連合会等関係機関へ通知(3/5)
- 飲食店営業者等へ衛生環境激変対策特別貸付制度に新型コロナウイルス感染症が適用となることを周知(3/5)。
- 高齢者施設へのマスク配布 600枚(3/9)
- 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止策の徹底を部長通知。(3/8) また、市町村に対しても同様に協力依頼。(3/9)
- 高齢者施設等における感染拡大防止対策の徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染防止の対策事例の共有等に関する部長通知を発出(3/19)
- 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス集団感染防止に係る注意喚起の周知(国事務連絡)を改めて高齢者施設等へ周知(3/26)。
- 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、対策事例の内容を追加の上、施設等及び市町村へ部長通知を発出(4/2)
- 障がい者支援施設、保護施設に対し、感染拡大防止対策の更なる徹底について部長通知を発出(4/3)
- 高齢者施設等において感染者が発生した場合の対応事例について周知を図るため、施設等及び市町村へ部長通知を発出(4/7)
- 高齢者施設等に対し、社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(国事務連絡)について周知(4/8)

- 県薬剤師会の仲介により、東北アルフレッサ(株)から購入する消毒液 800ℓを、高齢者施設等へ4月上旬に配布見込(4/1)。
- 1日最大114検体(概ね57人分)の検査体制を1日最大150検体(概ね75人分)検査できる体制に強化。(4/13)
- 中核市及び医療機関との調整を継続し、今後も更なる検査体制の拡充を目指す。(4/1)
- 各水道事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等の取扱いについて文書発出(3/19)
- 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について3/25より特例貸付の受付を開始。(3/25) ※実施主体 福島県社会福祉協議会
- 生活福祉資金貸付制度の申し込み状況については以下のとおり(4/13)。

緊急小口資金

申込件数	392件	申込金額	6,229万円
決定件数	255件	決定金額	4,134.7万円

総合支援資金

申込件数	4件	申込金額	210万円
決定件数	0件	決定金額	0万円

- 県内12生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センターに対し、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を周知。(3/23)
- 総合衛生学院は、4月21日から5月6日までの間、学院内での対面学習に替えて自宅学習とする。(4/20)
- 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大。(4/20～)

◆ こども未来局

- 保育所等の児童福祉施設等へ注意喚起。
- 母子寡婦父子福祉資金における生活資金(生活安定及び失業に係る貸付)の貸付が可能である旨各市町村及び各保健福祉事務所へ周知(一時的に就労収入が減少ケース)。(3/2)
- 放課後児童クラブの利用を希望する方へ広く受け入れる体制を整えるよう各市町村へ通知。併せて、放課後児童クラブの状況を巡回して確認。(3/3)
- 児童福祉施設等の消毒液等の購入費用を補正予算として計上。(3/19)
- 医療的ケアを必要とする児童の家庭に消毒液を配布。(3/18及び3/27)
- 児童養護施設等に消毒液等を供給。(消毒液4/15 マスク4/28)

- 緊急事態宣言に伴う保育所・放課後児童クラブの対応等について市町村に通知。(4/17)
- 保育所等の児童福祉施設にマスクを供給・斡旋。(4/22)

◆ 商工労働部

- 各商工会議所等関係団体へ注意喚起。
- 福島県職業能力開発協会（技能検定試験会場）へ注意喚起。
- 県内企業への影響を調査。
- 国の緊急対策（日本政策金融公庫緊急貸付）と共に利用できる県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））を紹介。
- 雇用調整助成金の特例措置を周知。
- 福島労働局開設の相談窓口を県 HP により周知。(2/19)
- 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ふるさと福島情報支援センター及びふくしま生活・就職応援センターにて、企業説明会の中止等の影響を受ける学生等の就職活動の支援。
- 社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設(3/3)
- 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得に対する国の支援措置について情報収集し運用開始に合わせて周知を行う。
- 県立テクノアカデミーの学生を対象とした訓練を3月4日から春季休業の開始日（3月17日）までの間、臨時休業とする。
- 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化する(3/5)。
- 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設（委託を受けて個人で仕事をする方向け）について周知。(3/10)
- 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を周知。(3/28)
- 県立テクノアカデミーの職業訓練を4月1日から再開した。
- 雇用調整助成金に関する申請書類の大幅な簡素化を周知。(4/10)
- 県立テクノアカデミーの職業訓練を4月20日から5月6日までの間、臨時休業とする。(4/17)
- 雇用調整助成金の更なる拡大措置（休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わずに雇用を維持した場合の助成率10/10等）を周知。(4/25)
- 緊急事態措置に基づく休業要請等に応じて休業等を実施した施設の事業者へ協力金を支給することとし、その対象や要件を発表(4/27)
- 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を創設し、5月1日から県内金融機関で相談受付を開始。
- 県立テクノアカデミーの職業訓練を5月7日から当面の間、臨時休業とする。(4/30)

◆ 観光交流局

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、帰国時検疫への協力依頼、国等より発出される各種注意喚起、水際対策に係る各種措置、外務省感染症危険情報や雇用確保・中小企業者支援に係る情報等について周知。（1/24より随時、計17回）
- 県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、帰国時検疫への協力依頼、各種注意喚起情報提供のほか、意見交換等を実施。（1/24より随時、計4回）
- 住宅宿泊事業者に対し、国等より発出される各種注意喚起、水際対策に係る各種措置情報や支援措置等の情報について周知。（1/24より随時、計6回）
- 福島空港利用者へ中国語表記等で注意喚起。（1/24）
- 市町村観光担当へ管内観光案内所、観光協会等への注意喚起を依頼。（2/19より随時、計2回）
- 県有観光施設等（福島県観光物産館、ビッグパレットふくしま、浄土平レストハウス、くろがね小屋、天鏡閣・迎賓館）について、4/18～5/6の期間、休館とする。
- 軽傷者等受入宿泊施設として、「アパホテル福島駅前」を選定。4月20日にアパグループ(株)元谷外志雄社長、アパホテル(株)元谷芙美子社長より内諾を得、同月23日より借り上げ開始、同月24日から施設受入開始。
- 国内航空会社の令和2年4月～9月分に係る空港使用料の支払いについて、6ヶ月間猶予することとした。（4/24）

◆ 農林水産部

- 福島県森林・林業・緑化協会等関係団体へ注意喚起（2/19）。
- フォレストパークあだたら利用者へ注意喚起（2/17）。
- 農業短期大学にて学生・教職員に注意喚起（2/14）。
- 農業短期大学において、学生の食堂利用による3密を避ける対策として4月7日の夕食から当分の間、食堂での食事提供から弁当提供に変更し、学生寮自室等での喫食を行うこととした（4/7）。
- 農業短期大学が、4月21日から5月6日までの期間を臨時休校とすることを決定（4/20）。
- 部内出先機関、農林業関係団体へ、県発注工事及び業務における作業従事者等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知（2/28）。
- 福島県発注工事及び業務における感染拡大防止対策方針（～3/15まで）を各市町村、農林関係団体に情報提供（3/3）。
- 指定管理者（フォレストパークあだたら及び総合緑化センター）へ、利用者を特定の場所へ集めるイベントの自粛要請（3/4）。
- 林業関係団体へ、「小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設）及び雇用調整助成金制度」の周知について通知（3/5）。

- フォレストパークあだたらで開催予定の令和元年度福島県もりの案内人及び福島県グリーンフォレスターの認定書交付式（3/8）を中止。今年度の認定者には状況説明し、認定書を郵送。
- 農業短期大学校は、学生の海外農業研修（選択科目）ニュージーランド7日間（3月15日（日）～3月21日（土））を中止。
- 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ通知（3/17）。
- フォレストパークあだたらにおいて、4/19-5/6まで、キャンプ場、温泉等の施設利用休止を要請し了承された。指定管理者から予約者に施設休止の連絡を行う。（4/17）
- 緑化センターにおいて、5/6まで、会議室の予約を停止するよう要請し了承された。（4/17）
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置（4/21）。
- 「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を作成し、ホームページに掲載するとともに、関係機関・団体へ情報提供（4/21）。
- 農業者における新型コロナウイルス感染症患者発生時の業務継続に向けた連携体制の整備について、関係機関へ通知（4/24）。

◆ 土木部

- 港・空港や公園、県営住宅等関係施設の利用者へ注意喚起。
- 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し関係者へ注意喚起。
- 道の駅設置自治体へ注意喚起。
- 部内出先機関へ県発注工事における作業従業員等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知。また県の対応について各市町村及び建設業関係団体に情報提供。（2/28）
- 入札監理課から示された福島県発注工事及び業務における感染拡大防止に向けた対応方針（3月15日までの措置）について、建設業関係団体に情報提供した。（3/3(月)）
 上記の措置について、当面延長とすることとなったため、部内の出先機関等に対して通知文書を発出した。各市町村及び建設業関係団体にも情報提供した。（3/23(月)）
 ※参考：工事5件及び業務委託12件について、受注者の希望による一時中止措置を行った。（委託業務3件解除済）
- 工事現場における配置技術者が育児により現場を離れる必要がある場合、現場への常駐義務を緩和できる等（建設業法）の措置が国から示されたため、庁内各機関、各市町村及び建設業関係団体に周知。
- 県営公園における屋内施設及び屋外施設のうち貸出手続き等で人と人との接触が不可避な施設、遊具などの人が手で触れて利用する施設の利用を休止した。（4/15～、4/18～）

主な休止施設は以下のとおり。

(1) あづま総合運動公園

- ・あづま総合体育館
- ・とうほう・みんなのスタジアム
- ・あづま球場
- ・テニスコート
- ・サイクルスポーツ広場

(2) 福島空港公園

- ・21世紀建設館

※休止施設以外の園路等の屋外施設については、利用の制限はない。

- 国土交通省の要請があり、都道府県をまたぐ移動の自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に「不要不急の外出は自粛ください」を表示。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる医療関係物資や食料品等の物流を支える長距離ドライバー等へ「物流を支える皆様ありがとうございます」の感謝のメッセージを交互に表示。(4/22) 加えて、県境を跨ぐ県管理道路25箇所に移動自粛を呼びかける看板を設置する(4/28～※該当市町村の了解を得た箇所から順次)
- 人が集まり混雑が見込まれる海岸に、立ち入り自粛を求める看板を設置する。(4/24～)
- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年4月～9月分に係る空港使用料の支払い期限を6ヶ月間猶予することにした。(4/24)
- 相馬港及び小名浜港において、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するため看板を設置する。(4/28～)
- 部内の出先機関に対して、県営住宅集会所の使用自粛を自治会等に周知するよう通知した。(4/21)

◆ 出納局

- 指定金融機関及び収納代理金融機関に対し注意喚起。
- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした。(4/6～)

◆ 教育庁

- 県立図書館、美術館等の社会教育施設における感染拡大防止の取組の徹底
- 学校における3月2日から春季休業の開始日までの臨時休業及び必要に応じた児童生徒の受入れ(2/28～)
- 不特定多数を参集するイベント等の中止(2/28～)
- 感染リスクに配慮した卒業式及び高等学校入学者選抜の実施(3/1～)

- 職員が通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施（3/2～）
- 臨時休業中の公立小中学校・県立特別支援学校の児童生徒の状況に係る緊急調査結果の公表及び市町村教育委員会に対する健康チェックや運動の推奨等に関する通知（3/12）
- 児童生徒に対する学校の臨時休業に関する教育長メッセージの発出（3/12）
- 公立小・中学校担当者を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する研修会を開催（3/16～3/19）
- 公立学校における4月1日からの教育活動の再開について通知（3/24）
- 児童生徒、保護者、教職員に対し学校再開に当たっての教育長メッセージを発出（4/3）
- 県立高等学校における地域の感染状況に応じた時差通学の導入や短縮授業等の実施について通知（4/6、4/8）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大（4/10～）
- 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応を示した「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル」を作成（4/14）
- 知事からの学校等の休業要請を受け、学校における4月21日から5月6日までの臨時休業及び必要に応じた児童生徒の受入れ（4/17）
- 県立の社会教育施設等を休館
 - ※ 図書館（4/19～5/6）、美術館（4/19～5/10）、博物館、郡山自然の家、会津自然の家、いわき海浜自然の家、文化財センター白河館（4/21～5/6）
- 新型コロナウイルスが感染拡大している状況を踏まえ、在宅勤務制度の試行を開始（4/22～）
- 小・中学校の児童生徒や保護者を対象とした、臨時休業中における家庭学習に係る動画「家庭学習応援プログラム『家庭学習に取り組む方～学びのススメ～』」を配信（4/24）
- 県立高等学校におけるオンライン学習の導入を支援するため、教職員向けの解説動画等を作成（4/24）
- 学校における5月7日以降の臨時休業の延長について通知（4/28）

◆ 企業局

- 新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、在宅勤務を開始した。（4/21）
- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）

- 工業用水の安定供給のため、運転管理業務委託先に対して事業継続の体制構築を依頼した。

◆ 病院局

- 各県立病院において、新型コロナウイルス感染疑い患者対応マニュアルを作成し、全職員で共有。
- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止。
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化。
 - ・職員・・勤務前に検温を実施。(3/6~)
 - ・面会者・・入院患者への面会の禁止・制限(3/9~)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施。
- 通勤混雑に対する臨時的な時差出勤制度や、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の服務取り扱いについて周知。(2/28)
- 学校等の臨時休業に伴う診療への影響等を集約し、勤務シフト等の変更を実施。(3/2~)
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整。(3/11~)
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大。(4/8~)
- 実習生(看護実習、その他)の受け入れの延期(4/9~)
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施(4/17~)
- 新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、知事部局と同様に在宅勤務制度の運用を開始した。(4/21~)

◆ 議会事務局

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大。
 - ・実施時期：4月8日~当面の間
 - ・実施方法：出勤時刻(7:00~11:00)の8パターン
- 新型コロナウイルスが感染拡大している状況を踏まえ、知事部局と同様に新たな在宅勤務制度の運用を開始。
 - ・実施期間：4月14日~当面の間
 - ・実施方法：所属長の承認を得てPCをオフラインで使用。
- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底について、代表者会議で決定。
 - ・実施期間：4月16日から当面の間
- 各会派に対して、来客について、マスク着用やアルコール消毒

液の利用、咳等の症状がある方への控室への入室を遠慮していただくなどの対策を取るよう協力を依頼（4/16）。

- 傍聴者へ、傍聴時の咳エチケット等の感染予防対策を周知（2/21）。
- 傍聴者の手洗い徹底や咳エチケット励行を各会派へ要請するとともに、風邪症状のある方の傍聴を控えるよう周知（2/28）。
- 感染予防のため、議会図書室を利用する際のマスク着用やアルコール消毒液の利用、咳等の症状がある方への利用を遠慮していただくことについて、議会図書室の入り口への掲示、ホームページで周知（4/16）
- 議会図書室の利用について、一般県民の利用を休止。
・実施期間：4月24日～当面の間

◆ 人事委員会事務局

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大。（4/8）
- 知事部局と同様に、4月10日から当面の間、全職員に体温測定と体調確認を義務づけ、管理職に報告させることとし、職員が体調に異常を感じた際には直ちに自宅待機とすることとした。（4/10）
- 5月10日実施予定の福島県警察官（A）採用候補者試験の延期。（4/20）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、知事部局と同様に在宅勤務制度の運用を開始した。（4/21）

◆ 県警察

- 警察施設における感染防止対策
（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- サテライトオフィスの運用
（執務室の分散による感染拡大防止対策）
- 時差出勤等によるリスク管理
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報
（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

◆ 監査委員事務局

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び監査業務の円滑・効率的な執行を図る観点から、新型コロナウイルス感染症の

発生を踏まえた対応方針、取組方針を策定した（4/16）。

- ・内容：業務継続計画に基づく対応を基本としながら、必要に応じて監査を休止又は延期等とする。
- ・対応：4月及び5月の職員調査を延期。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大。
 - ・実施時期：4月8日～当面の間
 - ・実施方法：出勤時刻（7：00～11：00）の8パターン
- 新型コロナウイルスが感染拡大している状況を踏まえ、知事部局と同様に新たな在宅勤務制度の運用を開始。
 - ・実施期間：4月13日～当面の間
 - ・実施方法：所属長の承認を得てPCをオフラインで使用。

